総社市社会教育指導員設置規則をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片 岡 聡 一

## 総社市規則第9号

総社市社会教育指導員設置規則

(設置)

- 第1条 社会教育の振興を図るため、総社市社会教育指導員(以下「指導員」という。)を設置する。 (委嘱)
- 第2条 指導員は、教育一般に関して豊かな識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を身に着けている者のうちから市長が委嘱する。

(任期等)

第3条 指導員の任期は、委嘱された会計年度の終わりまでとする。ただし、再任することができる。 2 指導員は、非常勤とする。

(解職)

- 第4条 市長は、指導員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指導員を解職することができる。
  - (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
  - (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (3) 指導員としてふさわしくない行為があったとき。

(職務)

- 第5条 指導員は、社会教育の振興を図るため、次に掲げる事項のうち、市長から委嘱を受けた職務に 従事する。
  - (1) 社会教育の特定分野についての直接指導
- (2) 学習相談又は社会教育関係団体の育成

(服務)

- 第6条 指導員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。
- 2 指導員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 3 指導員は、市長の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 (その他)
- 第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。